

<ランク>

選択式では、各空欄箇所を次のような基準でランク分けしています。

- ★・・・(教材で解説している内容であり、正誤の判断が可能である)
- ★★・・・(教材で直接的に解説している内容ではないが、選択肢の語句や前後の文章等で正解を導くことが可能なもの)
- ★★★・・・(教材で解説している内容ではないため、他の選択肢の内容によっては、捨て問とすべきもの)

●選択式

[問1] 労働基準法 (A～C)・労働安全衛生法 (D～E)

	A	B	C	D	E
解答	13	4	12	17	1
ランク	★★	★	★	★	★
頁	—	117	148	111	27

[問2] 労働者災害補償保険法

	A	B	C	D	E
解答	12	3	19	18	8
ランク	★	★★★	★★★	★★★	★★★
頁	40	—	—	—	—

[問3] 雇用保険法

	A	B	C	D	E
解答	20	19	12	9	13
ランク	★	★	★	★	★
頁	101	101	101	101	101

[問4] 労務管理その他の労働に関する一般常識

	A	B	C	D	E
解答	1	3	4	4	3
ランク	★	★	★	★	★
頁	83	83	※P9	※P9	※P9

※労働経済・白書情報

[問5] 社会保険に関する一般常識

	A	B	C	D	E
解答	10	3	20	12	16
ランク	★★	★★★	★★	★★★	★★★★
頁	131	—	※1	—	※2

※1 テキスト7 (P220)、テキスト8 (P202)

※2 テキスト8 (P53)

[問6] 健康保険法

	A	B	C	D	E
解答	17	13	10	1	7
ランク	★	★★★	★	★★★	★★
頁	59	—	56	—	144

[問7] 厚生年金保険法

	A	B	C	D	E
解答	1	4	1	2	1
ランク	★	★	★	★	★
頁	39	39	50	50	93.119 他

[問8] 国民年金法

	A	B	C	D	E
解答	3	20	6	11	9
ランク	★	★	★	★	★
頁	197. ※14	197. ※14	197. ※14	197. ※14	197

※直前模擬試験 (選択式)

## 【選択式：試験概要】

「労働者災害補償保険法」は、給付基礎日額の最低限度額として厚生労働大臣の定める額の算定方法に関する出題で、通常の学習ではほとんど目を通すことのない施行規則に定められた細部事項であったため、この科目が最も難問であった。

次に難問であったのは、「社会保険に関する一般常識」で、厚生労働白書から介護保険制度と年金制度に関する出題であったが、介護保険制度は保険料上昇の緩和について、年金制度は社会保障協定と年金記録問題について、いずれも細部事項からの出題であったため、正解肢の判断は困難であった。

また、「労務管理その他の労働に関する一般常識」及び「健康保険法」もやや難問で、基本事項で2点は確保できるが、学習内容でしっかりと押さえていない事項があった場合、3点以上の確保がやや難しくなる内容といえる。

この難問であった4科目については、合格基準点引下げの可能性も考えられる。

他の4科目は、基本事項を押さえていれば概ね得点できる比較的平易な問題であった。

全科目を総合すると、半分以上が難問であったため、総得点を考えても近年ではやや難易度の高い出題内容であったといえる。

## 【選択式：ポイント解説】

### ●労働基準法・労働安全衛生法

労働基準法は、近年の特徴として「判例」から出題（平成21年2問出題、平成22年3問出題、平成23年2問出題）されており、前回は出題がなかったが、今回は、出題された。

B及びCは条文を押さえていれば正誤の判断ができる内容だが、Aの正解肢の判断がやや難しい。ただし、「⑧時間帯、⑬長さ、⑭密度、⑯割増」のうち、全体の文章の内容から「⑧時間帯、⑬長さ」に絞ることができ、次に空欄に続く文章の「労働時間を延長した場合においては…規定している」や「1日のうちのどのような時間帯に行われるかに着目して…その趣旨目的を異にする」という文脈から、「⑧時間帯」ではなく、「⑬長さ」が正解肢と判断することも可能である。

### ●労働者災害補償保険法

Aについては、「⑫常用労働者、⑬全労働者、⑮非典型労働者、⑯労働基準法上の労働者」が候補となるが、各種統計調査の対象者を考えてみても「⑫常用労働者」が正解肢と比較的に判断できる。

B～Eは、施行規則の条文を暗記していなければ、正解肢の判断は不可能である。

### ●労務管理その他の労働に関する一般常識

A及びBは、障害者雇用促進法の条文を押さえていれば、容易に正誤の判断ができる。

C～Eは、統計数値からの出題であるが、弊社テキスト教材の「労働経済・白書情報」に掲載した内容を押さえていれば正誤の判断ができ、特にCについては、具体的数値を穴埋め問題で出題しているので正解して欲しい。

### ●社会保険に関する一般常識

Aについては、「⑦介護給付費準備基金、⑧広域化等支援基金、⑩財政安定化基金、⑪財政調整基金」が候補となるが、「⑧広域化等支援基金」は国民健康保険法で設けられているもので、介護保険法で設けられているのは「⑩財政安定化基金」であることをしっかりと押さえていれば、問題が介護保険の費用の内容であることを含め、「⑩財政安定化基金」が正解肢と判断できる。

Cについては、「⑤インド、⑥インドネシア、⑬中国、⑯ブラジル」で比較することとなるが、弊社テキストで解説している協定発効済の14か国を覚えていれば、は「⑯ブラジル」のみが協定発効済であることが分かるので、正解肢と判断できる。

### ●健康保険法

Eの介護合算算定基準額について、具体例による応用力が必要な内容であるが、上位所得者（標準報酬月額53万円以上）と一定以上所得者（70歳以上で標準報酬月額28万円以上）等の定義は高額療養費と同様であるので、設問の具体例（70歳未満で標準報酬月額360,000円）は一般の被保険者に該当し、「⑦670,000」円が正解肢となる。